

フランスにおける代理出産をめぐる議論は、1980年代の代理出産仲介業者認可に関する係争に端を発し、1991年の代理出産契約は公序違反であり養子縁組制度の濫用であるとした破毀院判決、1994年生命倫理法の「他者のための妊娠」の契約無効と、有償・無償を問わず仲介行為の禁止規定により、収束が期待された。代理出産禁止国であると国内外で認識されており、国内での実施は困難、合法とされている国・地域でフランス人カップル(個人)が代理出産を実施できたとしても、フランス帰国後に親子関係を認められない現状である。

しかし、禁止立法後も、実施を試みる者は少数とはいえ存在し、今後も、そのように生まれた子の親子関係についての係争は絶えることがないだろうと予想される。また、カップルが子を持たない場合に第三者の女性に代わりに産んでもらうという行為の意義が当事者団体などにより社会に提起され続けている。その結果、2009年から始まっている生命倫理法改正作業において、代理出産合法化の是非は重要な争点の一つとなっている。立法による是非や親子関係のあり方に関する決定は必要だが、それだけでは解決にならないことを認識すべきなのだろうか。社会が、代理出産という行為に対してどのように対応できるのか、フランスにおける議論を通して考えてみたい。